

★遺産分割協議の期限

これまで、相続開始後に共同相続人間で行われる遺産分割協議について、特に期限は定められていませんでした。今回、法務省が遺産分割協議に期限を設定する民法改正を検討する動きについてご案内します。
(長掛栄一)

◎現在の民法の取り扱い

現在の民法では、遺産分割協議に特に期限は定められていません。よく、相続税の申告期限までに遺産分割協議をまとめる必要があると言われていています。これは、相続税の各種特例が「相続税申告期限までに特例対象財産の取得者が確定していること」を要件としているため、民法とは別の話です。

したがって、相続税の特例と無関係の不動産については相続登記が行われなまま年月が経ち、所有者不明となってしまったものが多く存在しており、災害復旧をはじめ空き家対策や耕作放棄地対策などの足かせになっています。

◎法務省の検討内容

こうした問題に対応するため、10月1日に「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」の第11回研究会が開催され、「共有の在り方」「財産管理制度の在り方」が議題に採り上げられました。その中で「遺産共有の解消の在り方等」について次のような提案がなされています。

①遺産共有における遺産の管理権者等	<ul style="list-style-type: none"> 遺産全体の管理権者を置くことができるものとする。共有物の管理権者は、共有者の持分の価格の過半数で、選任することができるものとする。 遺産に属する個々の財産に、管理権者を置くことができるものとする。
②遺産分割協議（合意）及び遺産分割の申立ての期限	<p>相続の開始時から【10年】とする。 ※「自己のために相続の開始があったことを知った時」（民法第915条）を起算点とすることも考えられる。</p>
③相続の開始時から【10年】を経過するまでに、遺産分割の協議（合意）及び遺産分割の申立てがない場合	<p>法定相続分（又は指定相続分）に従って、遺産の分割がされたものとみなす。</p>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> 相続の承認・放棄の期間制限についても、併せて検討する。 5年又は20年の期間制限がある相続回復請求権についても、その取扱いについて検討する。

※登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会

法務省の研究会として2017年10月に法学研究者や実務家等の有識者の方々を構成員とする「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」が発足。この研究会は、いわゆる所有者不明土地問題を契機として、人口減少社会を見据えた登記制度・土地所有権の在り方等の中長期的な課題について、民事基本法制における論点や考え方を整理することを目的とするもの。

◎今後の改正に向けた動き

登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会議論の結果を踏まえ、2019年2月をめぐりに報告書をまとめ、法制審議会（法相の諮問機関）に諮る予定。2020年の通常国会にも民法改正案を提出したいとしています。

円満な相続、遺産の権利関係確定の観点からは、本改正検討内容にかかわらず早期の遺産分割協議の成立が望まれます。